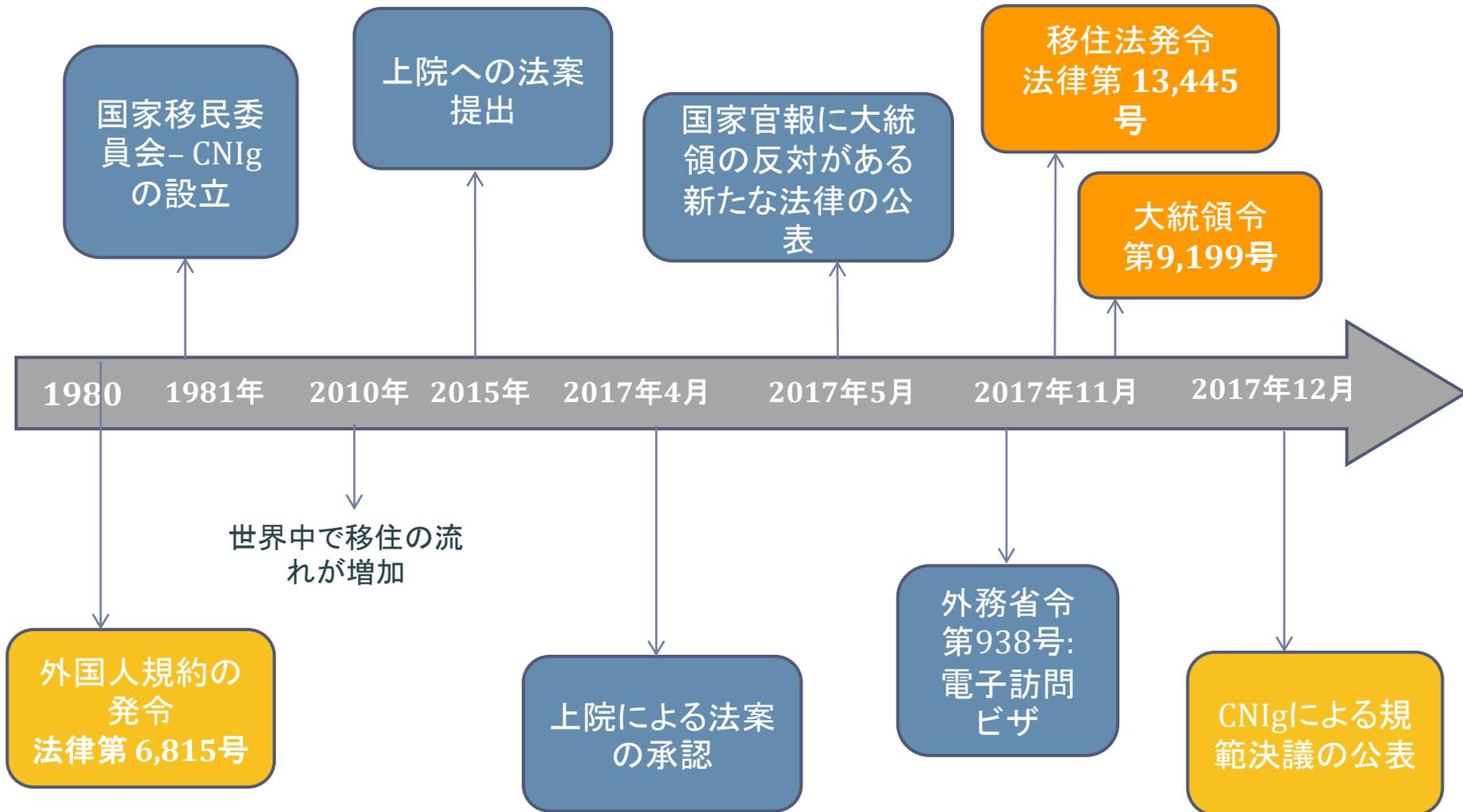


移住法



これまでの経緯



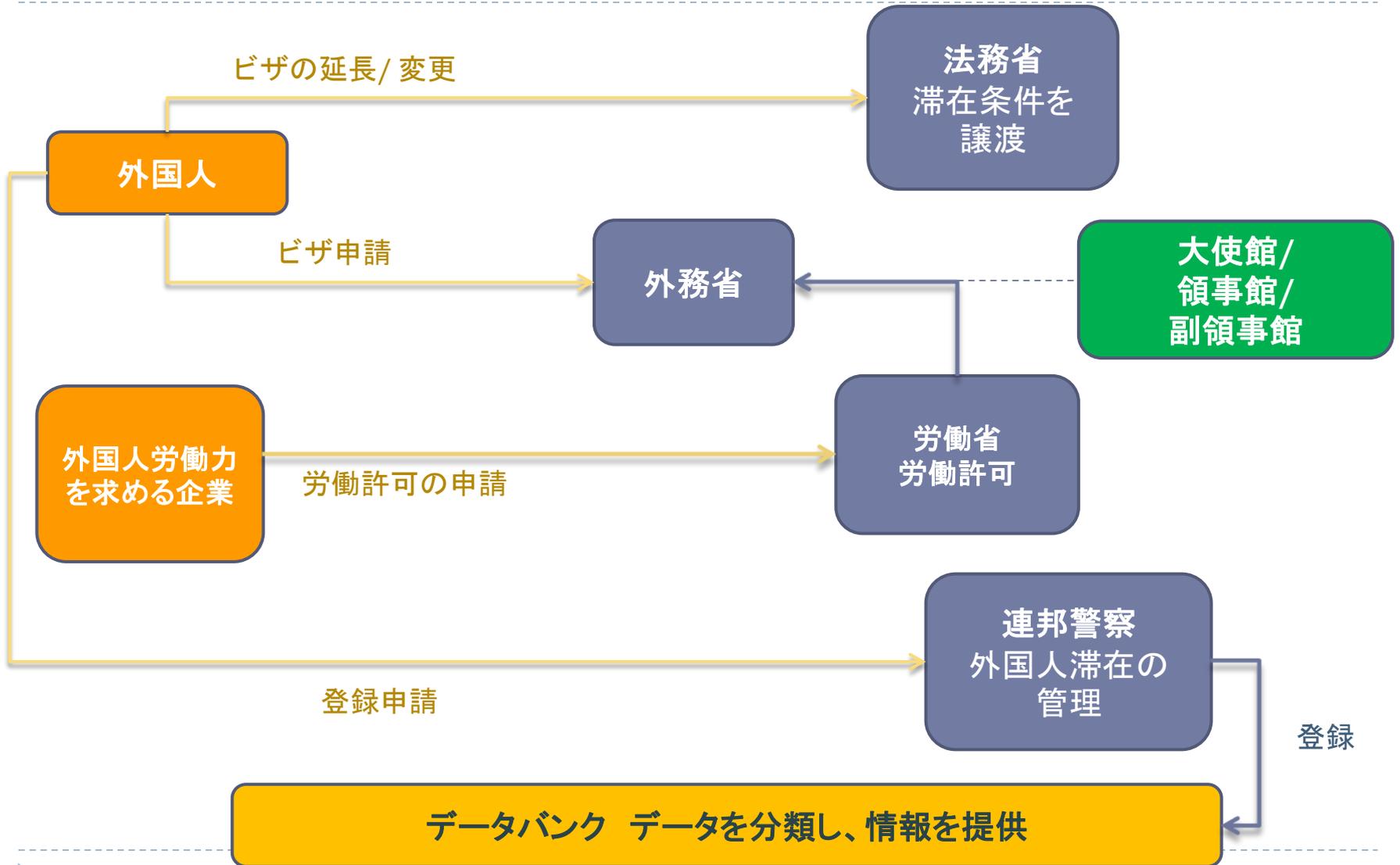
- ❖ 1980年法律第6,815号 - 「外国人規約」

非効率性

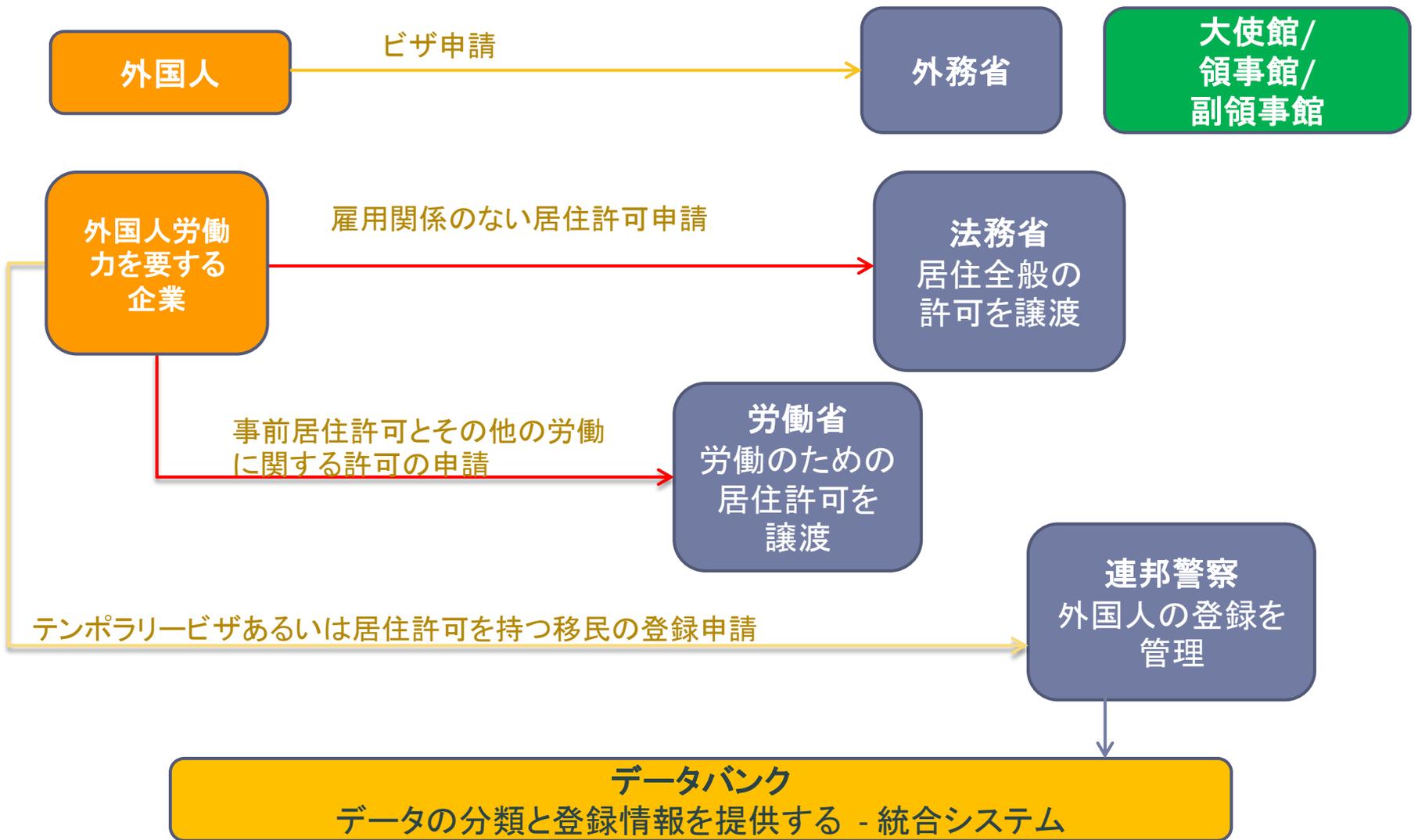
- ❖ 国家安全とブラジル人労働者保護に向けられた法律であり、外国人の権利と義務に対する制限また、ブラジルでの外国人の規定適合に対する制限。
- ❖ ブラジルに滞在する外国人に適用される原則や保証を提供せず、外国人に不安を与える。
- ❖ 本国送還について扱っておらず、外国人の強制送還や追放事項に対するギャップがあった。



これまでの経緯 以前の構成



現在の構成



2017年法律第13,445号
ブラジルへの移民と訪問者 = 保証、権利と義務が
付与された市民

01

差別の撲滅

02

正規の入国と
書類上の規定
適合の促進

03

非正規の移住
を犯罪とみなさ
ない

04

移民とその家
族に対する平
等な扱い

05

学術上の認定と
職業行使の認定
の促進





大統領令第9,199号は2017年11月21日、
移住法とともに発令された（「大統領令」）。



ビザ、居住許可の取得、登録のための
ルールを定めることを目的とする。



手続きとプロセスは外務省、法務省と国家
移住委員会（CNIg）により決定される必要
がある。

外務省

❖ 外交ビザ、公用ビザ、非公式外交ビザの身分証明プロセスを整理し、維持し、管理する。

❖ これらのビザ保有者の身分証明書を作成する。

❖ ビザの有効期間を変更することができる。また、特別な場合にはビザの免除もできる。

法務省

❖ 雇用事項に関係がない居住許可申請の手続きの責任を負う。

❖ 帰化を譲渡する責任を負う。

❖ 強制送還や強制送還通知の業務。

国家移住委員会 (CNIg)

❖ 労働事項に関する規範決議の責任を負う。

❖ 労働事項に関する居住許可譲渡のケースについて規定する。

❖ テンポラリービザの譲渡および、更新の前提について規定する。

連邦警察

❖ 移民の身分証明プロセスを整理し、維持し、管理する。

❖ ブラジルへの外国人の最初の入国から数えた移住年を定める。

❖ ブラジルへの入国において外国人に対して適用される移住条件を決定する。

❖ 移住国内登録証(CRNM)を作成する。



新たなビザの様式
(永住ビザの消滅)

居住許可

帰化

移住状況

ビザ

訪問

テンポラ
リー

外交

公用

非公式外交

E-VISA
日本
2018年1月

研究、教育、留学

治療

勉学

労働

仕事の
休暇

人道支援

宗教活動の
実施

ボランティア
活動

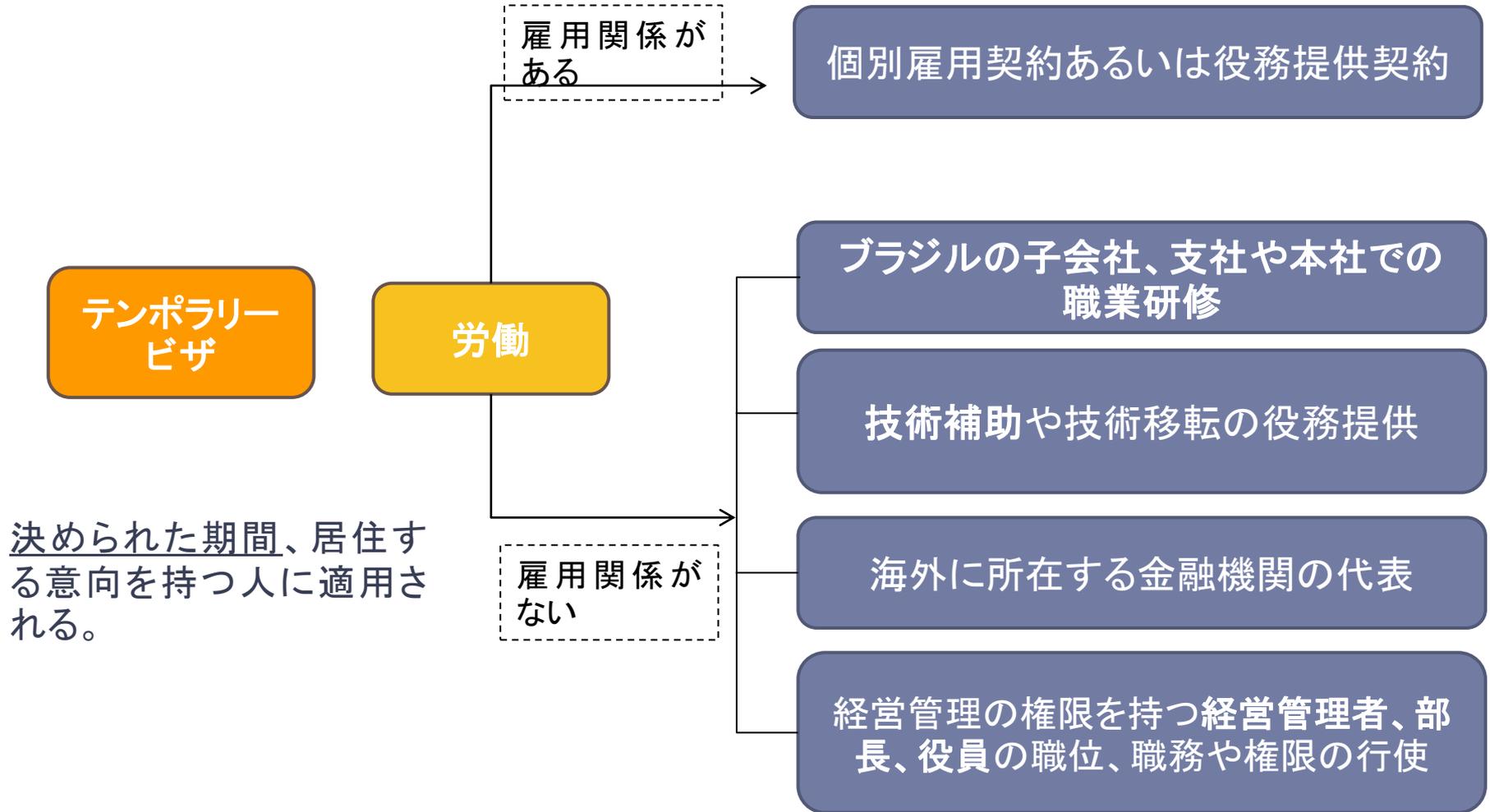
投資の実施

経済的に重要な
活動 (...)

家族の再会

芸術活動や
スポーツ活動

ビザの新たな様式



- ❖ ブラジルに居住し働くための居住許可：法務・公共安全省/労働省
- ❖ 労働または労働の提案：労働省
- ❖ 居住許可はテンポラリービザ所得のための**事前**の要件である。



居住許可 = ブラジルに既にいる
人に適用される。

事前居住許可 = 労働目的でブラジルに
派遣される予定の人に適用される。



以前はビザの種類変更の際、外国人は新たなビザを取得するため国外へ退出する必要があった。



今後

ビザはブラジルで居住許可、あるいは、別のビザに変更されることができる。



- ❖ **事前居住許可**: 労働省、外国人が初めてブラジルに来る際、大統領令の第38条9項
- ❖ **テンポラリービザ**: 新たな法律の第14条e節および、大統領令の第33条I項
- ❖ **投資実施のための居住許可**: 大統領令第43条および第151条2項
- ❖ **居住許可**: 大統領令の第151条3項にしたがい、経営管理者、部長と役員としての職務行使に条件づけられる。



CNIg(国家移住委員会)の新たな規範決議

- ❖ 2017年規範決議第1号: 居住許可のための手続きと書類
 - ❖ 2013年規範決議第104号の取り消し
 - ❖ 外国人が過去5年間、居住していた国で発行された無犯罪証明書、また、免除の場合には過去5年間のいずれかの国における無犯罪表明書を求めるようになる。
 - ❖ 同じ経済グループの別会社への転勤の場合、以前の15日以内ではなく、30日以内に労働省に報告する必要がある。

- ❖ 2017年規範決議第11号 – 経営管理者、部長や役員に対する居住許可
 - ❖ 2004年規範決議第62号の取り消し
 - ❖ 取り消された決議とは反対に、新たな決議はビザについてではなく、居住許可のみを扱う。
 - ❖ 経営管理者、部長や役員に対する居住許可は決められた期間、有効であることを決定している。



新たな国家移住委員会(CNIg)規範決議 - 2017年規範決議第1号および第3号

- ❖ 事前居住許可が必要
 - ❖ 居住許可:1年以内
 - ❖ 1年ごとに180日間
 - ❖ 新たな居住許可譲渡の可能性
 - ❖ ブラジル労働法の形態での雇用の可能性
 - ❖ 2004年規範決議第61号および2013年第100号の取り消し
-



新たな国家移住委員会(CNIg)規範決議 – 2017年規範決議第1号および第4号

- ❖ 事前居住許可が必要
 - ❖ 同じあるいは、異なる経済グループの企業間の技術協力や協定、研修を含む。
 - ❖ 居住期間: 1年以内
 - ❖ 新たな居住許可譲渡の可能性
 - ❖ ブラジル労働法の形態での雇用の可能性
-
- 

I

- 民事上の能力と少なくとも4年のブラジルでの居住期間を持ち、ポルトガル語でコミュニケーションができ、刑事上、有罪が言い渡されていない、または、既に社会復帰している者。

II

- ブラジル国籍を求めるのであれば、連続して15年以上、ブラジルに居住しており、刑事上、有罪が言い渡されていない者。

III

5年以上、ブラジルの在外サービスのメンバーである、あるいは、海外でブラジル国に仕えるブラジル人、あるいは、連続10年以上、外交使節、領事館サービスで雇用されたブラジル人の伴侶または、パートナー。

IV

- 10歳前にブラジルで住居を定めた未成年移民に対しては申請される必要がある。

- ❖ 1980年法律第6815号 – 不正規の移民は犯罪とみなされた。
- ❖ 新たな法律：難民がブラジルに来ることを容易にし、難民に対して異なる扱いがされる。ブラジルへの移民入国の解放、また、民族差別や外国人恐怖症の否認に向けた原則、保証と規定を定める。
- ❖ 人道支援：新たな法律は人道支援の状況にある移民、また、出身国から逃れる必要があるが、難民法に当てはまらない人に対して特別のテンポラリービザの存在を決定している。
- ❖ 無国籍者の保護：以前は国際協定のみであった。



多国籍企業への移住法の影響と法的安全

- ❖ 最近の法律：まだ規則制定と構築の段階にある。
 - ❖ ブラジルに居住するための許可手続きに関する、また、最初の入国の際の事前許可を申請するための修正
 - ❖ 要確認：ビザの様式に適切に当てはまるよう外国人派遣に先立つ要件と要求
-
- 

多国籍企業への移住法の影響と法的安全

海外

規則制定を待っている場合、ブラジルへの外国人派遣プロセスの開始が不可能

ブラジル

外国人身分証明書
が発行されない

外国人身分証明書の
更新が不可能



ブラジルへの外国人派遣を決める際、企業が見る必要があること

目的

職務

経験

駐在予想期間

支払いに関する責任

適用課税

Muito Obrigado!

Jorge H. Saeki - jorge.saeki@saeki.com.br

Michele Haidar - michele.haidar@saeki.com.br

Águeda Yoshii - agueda.yoshii@saeki.com.br

Arthur Bianchi - arthur.bianchi@saeki.com.br

SAEKI
A D V O G A D O S

www.saeki.com.br

